

『平成18年度施策実施状況調書』

施策名	(施策2) 公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進			担当部局名	大臣官房管理室		
施策の概要	<p>社会経済情勢の変化等に対応した適正かつ合理的な行政を実現するためには、公益法人の適正な指導監督・制度改革に関する取組等を進めていくことが必要である。</p> <p>本施策の指標の目標値・目標年度は、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」及び「公益法人に対する検査等の委託等に関する基準」について(平成8年9月20日閣議決定)及び「公益法人の指導監督体制の充実等について(平成13年2月9日公益法人等の指導監督等に関する関係閣僚会議)などを踏まえたものである。</p>						
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度	15年度	16年度	17年度	
	公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況						
	公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合	100%	毎年度	国…49.6% 地方…41.5% 全体…43.5%	国…49.2% 地方…40.7% 全体…42.9%	国…50.2% 地方…40.0% 全体…42.6%	
	情報公開率	100%	毎年度	国…97.7% 地方…84.8% 全体…88.0%	国…96.8% 地方…84.9% 全体…88.1%	国…97.2% 地方…84.8% 全体…88.1%	
	各種申合せの実施状況のフォローアップ結果						
	国所管法人の立入検査の実施状況	100%	18年度	42.5% (H13～15年度は延べ98.9%)	43.1%	39.8% (H16～17年度は延べ83.2%)	
	国所管法人のホームページ開設率	100%	毎年度	71.4%	76.5%	81.2%	
	公益法人行政に従事する職員等を対象とした研修等の開催状況と受講者の満足度						
	・研修等の開催状況	研修受講者の満足度ほか(「非常に参考になった」または「参考になった」と回答した者の割合(100%)ほか	毎年度	a①約210人(1回) ②約180人(1回)	a①約150人(1回) ②約160人(1回)	a①約200人(1回) ②約200人(1回)	
	a 総務省主催 ①「公法人行政担当者研修会」 ②「都道府県公益法人行政主管課長会議」 ※参加者数(カッコ内は開催回数)			b約820人(5ヶ所) c15人(7ヶ所)	b約1,300人(5ヶ所) c13人(7ヶ所)	b約4,490人(6ヶ所) c 16人(7ヶ所)	
・研修受講者の満足度			—	国 89% 地方 89% 全体 89%	国 87% 地方 94% 全体 91%		
予算執行を主とするもの	事業名	概要		15年度	16年度	17年度	
		該当なし					

『平成18年度施策実施状況調書』

施策の主な実施手段の状況	項目	概要				
	公益法人の設立許可及び指導監督基準等の遵守状況のフォローアップ	指導監督基準等及び各種申合せ等の遵守状況を把握するため、公益法人等に関する概況調査等を実施。				
	各種申合せの実施状況のフォローアップ					
	公益法人行政に従事する研修等の開催	指導監督基準等及び各種申合せ等の周知徹底、適切な運用実施を図るため、公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等を開催。				
情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要				
	「公益法人に関する年次報告」の作成	指導監督基準等及び各種申合せのフォローアップ等を取りまとめ、公表。				
(業務改善への取組状況) 公益法人行政に従事する職員を対象とした研修等において、特に、所管法人に対するホームページ開設の要請及び立入検査の実施について強く要請。						
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) ・特に、都道府県における指導監督基準及び各種申合せ等の更なる周知徹底が必要。 ・指標のうち、公益法人本来の事業の規模が2分の1以上である法人の割合については、国、都道府県ともに各所管官庁における指導監督を更に推進することが必要。 ・今後は、公益法人制度の抜本的改革の実施に向けた研修等に力を入れることが必要。			予	制	事
本施策に関する専門家の意見等	<p>平成18年6月7日、明治学院大学大学院法務職研究科 雨宮孝子教授より、以下のご指摘をいただいた。</p> <p>(公益法人の適切な設立許可・指導監督等による公益法人行政の推進) 公益法人の本来事業が2分の1以上である法人について、国所管の法人がようやく50%を超えているだけで、全体としては、前年度よりその割合が減っている。その問題点がどこにあるかを、見極めなければならない。また、数値だけで達成率を評価することに問題があるかもしれない。要は各公益法人の活動内容が一定の水準を達成していれば良いというのではなく、その活動がいかに社会の中で効果的かという判断指標を新たに作る必要があるのではないだろうか。公益法人行政は、国から見る判断指標の中に、民から見る判断指標を入れていかないと、結果の妥当性が確保できないこともある。</p> <p>(情報公開率) 情報公開率が上がっていることは、好ましいことである。今後は率だけでなく、情報公開の具体的内容、例えばどのような内容をどこまで公開するかにも力を注ぐべきである。</p> <p>(今後の公益法人の設立許可・指導監督等にかかる公益法人行政) 公益法人制度改革により、改革内容の周知徹底のための研修等が重要となる。この場合も国からの指導・監督の一環として行うだけではなく、この改正が今後の民間公益活動の活性化につながる点が重要である点に配慮して、研修を行うべきである。</p>					
本施策に関する主な資料	公益法人に関する年次報告に関する年次報告(平成16年度、17年度、18年度) (総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/index.html)					